

※子どものための教育・保育給付認定区分

教育・保育給付認定区分	給付の内容	対象者	利用できる施設・事業
1号認定 ※1	教育標準時間	満3歳以上で教育を希望する子ども 保育の利用はできません ※2	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	保育短時間 保育標準時間	満3歳以上で保育が必要な事由に該当し、保育を利用できる子ども	保育所 認定こども園（保育所部分）
3号認定	保育短時間 保育標準時間	満3歳未満で保育が必要な事由に該当し、保育を利用できる子ども	保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育事業

※1 1号認定は、入園内定後、各園へ直接申請していただきます。

※2 教育標準時間を超えた利用（預かり保育）は、各園に申請してください。

※保育を必要とする事由

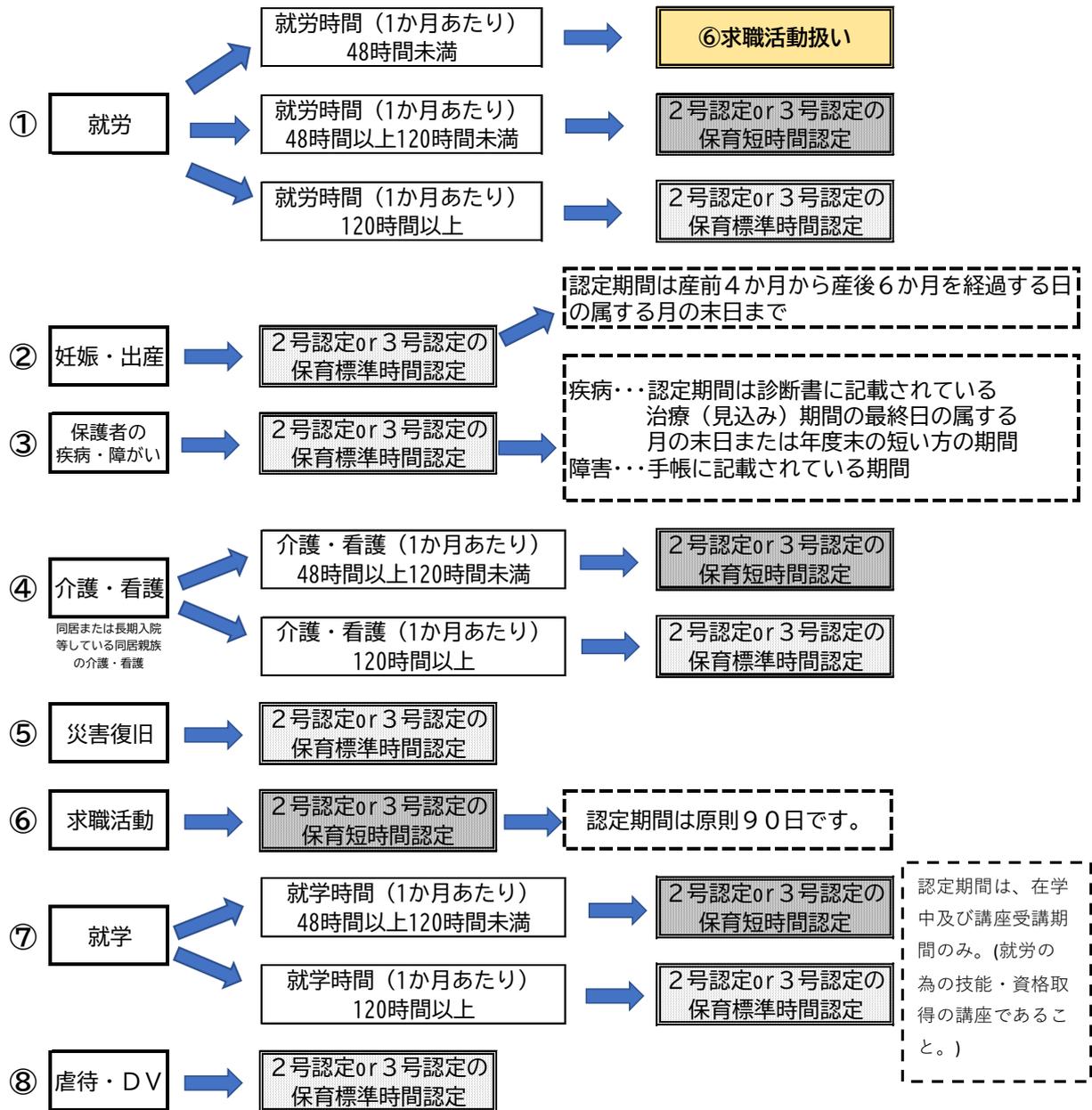
保育を必要とする事由			認定できる期間
①	就労	保護者が日常、家庭外での仕事や、家庭内での家事以外の仕事をしているため、保育ができない場合（収入を得ることを目的とするものに限る。） <u>※1か月に48時間以上の労働に従事</u>	最長、就学前まで
②	妊娠・出産	母親が出産前後のため保育ができない場合	出産予定日4か月前から出産後6か月を経過する日の属する月の末日まで
③	保護者の疾病・障がい	保護者が疾病、負傷または障がいがあるため、保育ができない場合	診断書の場合は記載されている治療（見込み）期間の最終日の属する月の末日または年度末の短い方の期間 手帳の場合はその期間
④	介護・看護	同居の親族に長期にわたる病人や、障がいのある人がいて、保護者がいつもその介護・看護にあっているため保育ができない場合 <u>※1か月に48時間以上の介護・看護に従事</u>	診断書の場合は記載されている治療（見込み）期間の最終日の属する月の末日または年度末の短い方の期間 手帳の場合はその期間
⑤	災害復旧	火災・風水害・地震などの災害によって家を失い、または破損し、その復旧のため、保育ができない場合	災害復旧まで
⑥	求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	最長90日間
⑦	就学	学校教育法に定める学校等、または公共職業能力開発施設等に通学している場合 <u>※1か月に48時間以上の就学</u>	学校等に通っている期間
⑧	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	必要な期間
その他、上記に類する状態として市長が認める場合			市長が認める期間

※上記の事由によって認定されても、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合には、保育の認定が取り消され、保育施設等が利用できません。また、保育の認定には有効期間があり、有効期間の満了後、引き続き保育施設等の利用を希望する場合は、再度待機登録（教育・保育給付認定の申請）をしていただく必要があります。

※上記の事由に該当しない場合でも、「一時預かり」はご利用できます。（P25参照）

✪教育・保育給付認定区分と保育必要量区分のフローチャート

このチャートに従って、当てはまる支給認定区分や保育必要量区分を確認してください。



◎支給認定区分

- ★1号認定・・・満3歳以上で、2号認定以外の子ども
- ★2号認定・・・満3歳以上で、保育を利用できる子ども
- ★3号認定・・・満3歳未満で、保育を利用できる子ども

◎保育必要量区分

- ★保育標準時間認定・・・就労等の時間が120時間以上の方
 - ★保育短時間認定・・・就労等の時間が120時間未満の方
- ただし、1か月の就労等の時間が120時間に満たないものの、勤務時間帯の関係から常態として保育短時間認定での利用時間を超えて利用せざるを得ないと認められた場合等は、保育標準時間認定を受けることも可能
 保育標準時間該当の方は希望により保育短時間に変更可能

※妊娠・出産要件等期間限定で保育の利用をする場合は、利用期間終了後継続して保育施設等の利用はできません。引き続き利用を希望する場合は、待機登録(教育・保育給付認定の申請)が必要です。

保育の利用開始時点で期間限定の利用ではない方で、育児休業を取得する場合、産後6か月を経過する日の属する月の末日時点で、すでに保育施設等を利用し、かつ育児休業給付金があるなどの条件を満たす場合は引き続き短時間認定での利用ができます。(詳細についてはP25参照)